

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（使用権の設定できない土地等）

第三条 法第二百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公共空地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号に規定する公共空地をいう。次条第三号において同じ。）
- 二 道路及び道路予定区域（それぞれ道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域をいう。次条第四号において同じ。）
- 三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）
- 四 河川区域及び河川予定地（それぞれ河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川予定地をいう。次条第六号において同じ。）内の土地（同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次条第六号において同じ。）
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域
- 六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用さ

せているもの（前各号に該当するものを除く。）

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第四条 法第二百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第八号において同じ。）
- 二 地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所有する地方公共団体の長
- 三 公共空地 港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）
- 四 道路及び道路予定区域 道路管理者（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）及びその道路予定区域にあつては国土交通大臣（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路及びその道路予定区域にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）、をいい、高速自動車国道以外の道路及びその道路予定区域にあつては

道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社）をいう。

五 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。）

六 河川区域及び河川予定地内の土地 河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定により、同法第二十四条の規定に基づく権限に属する事務を行い、又はその権限を代わつて行う者があるときは、その者）をいう。）

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 防衛大臣

八 前条第六号に掲げる普通財産 当該普通財産を所管する各省各庁の長

九 前条第七号に掲げる普通財産 当該普通財産を所有する地方公共団体の長

（土地等の使用の対価の額の基準）

第五条 法第百三十二条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

（あつせん等の対象となる協定等）

第七条 法第百五十七条第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一 電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のためのデータベース（法第十八条第三項に規定する利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）、自家発電設備その他の総務省令[※]で定める設備の利用又は運用に関する協定又は契約

※ 電気通信事業法施行規則第五十四条の二

別表第一（第五条関係）

一 山林

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱一本ごとに	一、二二〇円
ケーブル	本柱一本ごとに	八七〇円

二 山林以外の土地

種類	単位	金額（年額）			
		田	畑	塩田	宅地
本柱 本柱（H柱又は人形柱）を除去（コンクリート柱若しくは鉄柱一本又は鉄塔の使用面積一・七平方メートルまで） H柱又は人形柱一本ごとに 支線又は支柱一本ごとに	本柱一本ごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
	本柱一本ごとに	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円
	本柱一本ごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
	本柱一本ごとに	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円
	本柱一本ごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円

三 土地に定着する建物その他の工作物
線路を支持する場所一箇所ごとに

附属設備	金額（年額）
線路保護用柱、水底纜柱、支柱又は標石一本ごとに	一、八七〇円
ハンドホール又はマンホール一個ごとに	三、七四〇円
使用面積一・七平方メートルまでごとに	三、四六〇円
その他設備	七二〇円
	三、〇〇〇円
	三六〇円

年額一、五〇〇円